

# 【日本スポーツ振興センター 手続きについて】



学校管理下では、授業中や部活動など様々な状況において、「けが」をすることがあります。

本校では、公立の小、中学校・高校と同様に、在学する生徒の「けが」などに備えて、災害救済給付契約を入学時に結んでいます。加入に際しては、あらかじめ保護者様の同意の下で行っています。

※入学説明会で原則加入をお願いしています。

本校では、保健室が窓口となっております。なるべく生徒本人が手続きへ来ていただくようお願い致します。

## 1. 給付の対象

- 加入同意書の提出者
- 「けが」の原因である事由が学校管理下で生じた負傷、その他の疾病でのその原因である学校管理下で生じたものなどある

※ 学校管理下とは

- ① 学校が編成した教育課程に基づく授業を受けている場合(例:各教科(科目)、特別活動中(修学旅行など))
- ② 学校の教育計画に基づく課外指導を受けている場合(例:部活動)
- ③ 休憩時間中、その他校長の指示・承認に基づき学校にある場合(例:始業前、10分放課など)
- ④ 通常の経路及び方法により通学する場合(例:学校へ提出されている通学方法での登下校中)

## 2. 給付金額

- JSC は、医療保険各法(健康保険、国民健康保険等)に基づく療養に要する費用の額が1つの災害につき500点(5,000円)以上のものについて医療費を支給します。保険外診療分・交通費等は給付の対象になりません。
- 医療費助成制度(こども医療費助成制度など)を利用した場合の給付については、国または地方公共団体が負担して医療費を助成するため、JSC の災害共済給付と重複する可能性があることから法令により調整して支給されます。

## 3. 災害共済給付を受ける権利

- 「けが」の原因である事由が生じてから2年間請求を行わない時は、時効によって受けることが出来ません。

※ 災害発生から給付金を受け取るまでの流れは、次のページを参考にしてください。

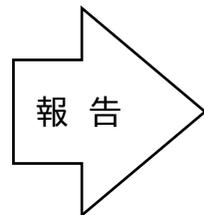
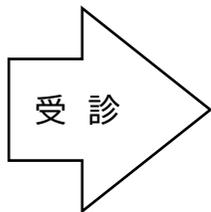
### お願い

「医療等の状況」等を医療機関等に証明していただくに当たっては、医師、歯科医師、薬剤師、柔道整復師、鍼灸師のみなさまの特別の配慮によりご協力をいただいております。

用紙を持参してもその場ですぐに書いて頂けない場合もありますことをご了承ください。

# ☆ 災害発生から給付金を受け取るまでのながれ

※給付金の申請からお支払いが完了するまでは、おおよそ3カ月かかります。



生徒本人が  
保健室へ

保健室等で応急手当もしくは医療機関 など

※状況により、応急手当を保健室で行った際に、日本スポーツ振興センターの用紙を報告前にお渡しすることがあります。

## \* 保健室で渡す書類 \*

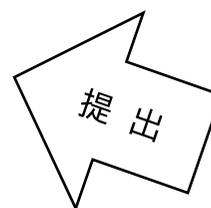
- ① 災害報告書・・・自宅で必要事項を記入後、顧問、担当者に必要事項を記入してもらう。最後に担任印をもらって、保健室へ再度提出してください。
- ② 医療等の状況、調剤報酬明細書等は、医療機関、調剤受付に提出。

## \* 医療機関や調剤受付に提出する書類

- ① 医療等の状況
- ② 調剤報酬明細書 など

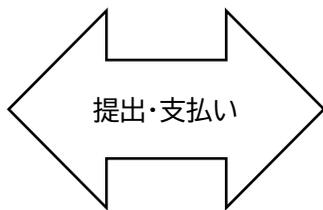


医療機関や調剤の受付へ



## 学校(保健室)

証明を受けた書類を生徒本人が、保健室へ提出。保健室から設置者へ提出します。また、給付の決定が届けましたら、生徒を通じて保護者に支払通知書をお渡しいたします。



## 設置者

管轄する学校(園)分を取りまとめて、けがの発生状況の報告書と医療費の証明を JSC に提出します。



## JSC(スポーツ振興センター)

提出された書類を審査の上、給付額を決定し、設置者を通して保護者へ支払われます。不備がある場合は、書類が戻され、訂正や必要な書類をそろえて頂き、再び申請をします。

医療機関等で医療費の証明を受け学校(保健室)へ提出します。